

○浦添市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続に関する
規則

平成12年 8月21日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）
第76条の規定に基づき、土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可
（以下「許可」という。）の申請手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書の提出)

第2条 許可（変更等を含む。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、
建築行為等許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）に次に掲げる
図書を添えて、当該土地区画整理事業者（以下「施行者」という。）を經由して、
正副2部を市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 立面図
- (5) 基礎伏図
- (6) その他市長が必要と認める図書

(意見の具申)

第3条 施行者は、前条の許可申請書を受理したときは、当該申請に係る行為に関し、
事業の施行の障害となるおそれの有無その他について、施行者の意見を記した意見
書（様式第2号）を付して、速やかに市長に送付しなければならない。

2 前項の意見は、市長が法第76条第2項の規定により施行者から聴取する意見とす
る。

(申請の許可・不許可)

第4条 市長は、申請内容が事業の施行に支障がないと認めるときは、許可するもの
とし、許可書（様式第3号）を申請者に交付し、施行者にその写しを送付するもの
とする。

2 市長は、前項の許可に、期限その他必要な条件をすることができる。

3 市長は、許可申請書の内容が、事業の施行に支障となると認めるときは、許可し
ないものとし、その旨を申請者及び施行者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、許可の申請手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

建築行為等許可申請書 年 月 日 浦添市長 殿 申請者 住所 氏 名 印 土地区画整理法第76条第1項の規定により、次のとおり許可を受けたいので別紙関係図書を添えて申請します。	
事業名	那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業
従前の土地	浦添市
仮換地先	街区 画地 面積 平方メートル
敷地権利の区分	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> 保留地 <input type="checkbox"/> その他
申請行為の種別	<input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 物件・たい積
建築概要	種別 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕
	構造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> ブロック造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造
	階数 地下 階 地上 階
	用途
	規模 申請面積 平方メートル、延べ面積 平方メートル
形質変更・物件・たい積等の数量	容積 立方メートル、重量 トン 物件名
施行者 受付	浦 添 市 受 付

(備考) 自己所有地以外の場合は、申請に係る行為の土地所有者(管理者)の承諾を証する書類を添付してください。

別添(第2条関係)

土地 使 用 承 諾 書

行 為 地	地 番	浦添市
	面 積	平方メートル
	所 有 者	
	管 理 者	
	使 用 者	
位置図		
<p>(備考)一筆より分割して使用する場合は、その一筆全体を書き入れてから、使用する部分の位置を表示してください。</p>		

上記のとおり、(建築物、工作物)施工のための土地使用を承諾します。

年 月 日

土地所有者(管理者)氏名 印

備考 土地所有者(管理者)が押印する印鑑は、登録された印鑑とし、当該印鑑の登録証明書
の原本を1部提出してください。

様式第2号(第3条関係)

<p>意 見 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浦添市長 殿</p> <p style="text-align: center;">那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業 施行者</p> <p>土地区画整理法第76条第1項の規定により、別冊のように申請があったので調査したところ、意見は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
事業名	那覇広域都市計画事業 土地区画整理事業
事業施行期間	
従前の土地	浦添市
仮換地先 (仮換地従前地)	街区 画地 浦添市
仮換地	<input type="checkbox"/> 指定済み <input type="checkbox"/> 未指定
敷地面積	整理前 仮換地 平方メートル 平方メートル
申請者 住所 氏名	
土地所有者 住所 氏名	
意見	1 事業施行上支障なしで許可 2 事業施行上必要があるので条件を付して許可 3 事業施行上支障があるので不許可 4 その他

調書作成者職氏名

様式第3号(第4条関係)

住所		指令 第	号
氏名	殿	許 可 書	
年 月 日付け申請のあった土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第1項及び第3項の規定により、次の条件を付して許可します。			
行 為 地 (仮換地従前地)	街区	画地	
浦添市			
目的又は用途			
年 月 日			
浦添市長 印			
条件			
(1) 施行者の担当職員立ち会いの上工事に着手すること。			
(2) 事業施行で生じる土地の高低による宅地の利用価値低減については、損失補償の請求はしないこと。			
(3) 許可建築物を他に賃貸し又は譲渡する場合には、賃借人又は譲渡人に上記条項に従うことをあらかじめ承認させ、その承認を証する書類を市長に提出し、その承諾を受けること。			
(4) 画地確定の完了時までは、ブロック壁等は、仮換地線上に設置しないこと。			
(5) 建築工事の際、地区内の公共施設物の破損のおそれがある場合は、早急に連絡すること。また、行為地周辺の第三者に被害を及ぼしたときは、申請者の責任で解決すること。			
教示 この処分に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。			